

Preface

本書はもともと、法律文化社の秋山泰氏によれば、今から遡ること30年前の1984年に、同社から出版された阿部照哉・野中俊彦著になる『平等の権利』がきっかけで、阿部先生が企画されていたものようである。当時、阿部先生が『世界の憲法集』（有信堂刊）を編集されていたこともあり、何かの機会に秋山氏から阿部先生に『比較憲法入門』のような企画についてご相談されたことがあったが、その当時はその話はそのうち立ち消えになってしまったようである（その後、阿部照哉編『比較憲法入門』〔有斐閣、1994年〕が刊行された）。

もとより、すでにこの当時も、比較憲法に関する書物はいくつかあった（6頁に記載の文献一覧参照）。その多くは、いずれも個別の項目中で各国の憲法典や法制度について比較検討したものであったが、上記の『比較憲法入門』は、英米独仏という、当時のわが国の比較対象としておなじみの4か国を対象とするものであったとはいえ、各国についての叙述は数十頁以上もあって、相当に詳細かつ専門的な内容を盛り込んだものとなっていた（本書の編者の初宿もこの本ではドイツについて執筆している）。

昭和40年代ぐらいまでは、かなり多くの大学の法学系学部に「国法学」という科目があったように思われるが、その後、これに代わって、憲法の基礎理論や外国の憲法との比較を主として講義する科目として、「比較憲法」なる名称に代わられていったように思われる。しかし近年には、その「比較憲法」なる名称での講義科目も次第に少なくなってきている。その原因が法科大学院制度の導入と直接の関わりがあるかどうかは別として、近年になって、再び外国の憲法との比較の必要性が高まってきたように思われる。その原因は、昨今のわが国における自民党を中心とした憲法改正論の活況とは必ずしも連動するものではなからうが、近年出版された比較憲法に関する書物においても、比較法的検討の重要性や比較憲法の教育的意義を指摘する声が多くなってきている。

ともあれ、今日、わが国での比較憲法の対象となる国は、研究者の関心の対象が多様化したことや、いわゆるグローバリゼーションの影響もあって、相当に広がってきており、かつての英米独仏だけではなく、イリア、スペイン、

北欧、ロシア、中国、台湾、韓国、インド、果てはアフリカ諸国など、相当数の国々を対象として比較の試みがなされている。

編者は2012年秋ごろに、秋山氏から入門的な比較憲法の本物についてご相談を受け、冒頭に記したような経緯についてもその時はじめて耳にした次第であるが、編者が大学院学生時代以来、今日に至るまでご指導をいただいている阿部先生からもお電話をいただき、この企画の〈復活〉について、ぜひ実現に向けて検討してほしいとのことであったので、編者もそのご意向に沿うことに決心した。

こうして、従来、主な比較の対象となっていた英米独仏に加えて、イタリア、スペイン、カナダ、韓国、それにEUを比較対象とし、それぞれの国について関心を持って研究してきている研究者と、当該国の出身の研究者の協力を得て出来上がったのが本書である。本書の企画を快く受け入れて各章の執筆に携わってくれた若き気鋭の執筆者のご尽力に、この場を借りて深い謝意を表したい。本書によって、ここで扱った諸国の憲法事情について、もっとも新しい情報が得られるものと確信している。

本書は、主として法学部および大学院法学研究科の「比較憲法」の入門書というコンセプトで編まれているが、内容的に見ると、必ずしも入門にとどまっ
てはいない。本書が、世界的視野に立って憲法問題を考えようとする読者に広く受け入れられることを編者として切に望んでいる。

末筆ながら、本書が江湖に出るにあたっては、法律文化社の秋山泰・企画編集担当取締役が大変お世話になったことを記して、心からお礼申し上げる。

2014年10月

編者 初宿正典